

# 鳴門市消防本部職員用寝具賃貸借業務

## 仕様書

本仕様書は、鳴門市消防本部（以下「発注者」という。）が賃借する寝具について必要な事項を定めるものであり、受注者はこの仕様書に基づき誠実に実施するものとする。

### （総則）

- 1 受注者は発注者に対し、別紙に定める寝具を賃貸し、発注者はこれを賃借するものとする。

### （賃貸借期間）

- 2 賃貸借期間（履行期間）は令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。

### （寝具の規格等）

- 3 受注者が、発注者に賃貸する寝具の使用及び規格等は別紙のとおりとする。

### （寝具の配送）

- 4 寝具の配送は発注者と日程等を協議すること。また、シーツ等は1週間に1度定期的に配送を行うこと。また、配送先は鳴門市消防本部消防署及び大麻分署の2ヶ所とする。

### （寝具の保守等）

- 5 ア 受注者は、別紙に掲げる寝具の交換、選択及び補修の基準に従い、発注者に衛生的かつ清潔な寝具を賃貸しなければならない。  
イ 賃借期間中に汚染等により寝具の継続使用が困難である場合は発注者の指示により、受注者は必要数の寝具を交換するものとする。

### （費用負担）

- 6 業務実施に必要な器材、消耗品、配送等の費用は受注者の負担とする。

### （賃借費用の支払）

- 7 寝具の賃借に要する費用は当初に契約した見積額のとおりとし、追加支出は一切認めないものとする。ただし、賃借期間中に消費税率等の改正があった場合には、その制度に適合した費用を契約者に支払うこととする。

### （定めのない事項の処理）

- 8 本仕様書に定めがない事項、又はこの仕様書に疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者との協議のうえ決定するものとする。ただし、軽微な事項については、発注者の指示によるものとする。

1. 寝具の賃貸借数は61組とし、1組の内容は次のとおりとする。

品名	枚数
掛布団（軽量素材であること、羽毛が望ましい）	1枚
肌布団	1枚
敷布団	1枚
毛布	1枚
枕	1個
掛包布	3枚
シーツ	3枚
枕カバー	3枚

※各カバー3枚の内訳は、使用中・予備・洗濯中とする。

2. 寝具の交換、洗濯及び補修

寝具の交換、洗濯及び補修の基準品名	回数	洗濯・補修等の基準
掛布団	適宜	R8 7月～R9 3月使用 ※汚染等により継続使用が困難である場合は交換を実施
肌布団	適宜	R8 7月～R9 3月使用 ※汚染等により継続使用が困難である場合は交換を実施
敷布団	適宜	R8 7月～R9 3月使用 ※汚染等により継続使用が困難である場合は交換を実施
毛布	適宜	R8 7月～R9 3月使用 ※汚染等により継続使用が困難である場合は交換を実施
枕	適宜	R8 7月～R9 3月使用 ※汚染等により継続使用が困難である場合は交換を実施
掛包布	週1回	洗濯・補修
シーツ	週1回	洗濯・補修
枕カバー	週1回	洗濯・補修

3. 賃貸借場所

- (1) 鳴門市消防署 鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地  
 (2) 鳴門市消防署大麻分署 鳴門市大麻町板東字宝蔵 65 番地